

第 1 回定例会議事日程（第 6 号）

- 第 1 議案第 26 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 27 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 32 号 いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第 28 号 市道の廃止及び認定について
- 第 5 議案第 29 号 いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 30 号 いちき串木野市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 31 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 9 国特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 10 公下水特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 市場特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 12 介特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 13 漁集排特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 14 後特予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 15 水道予算議案第 1 号 平成 31 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 16 議案第 33 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について
- 第 17 議案第 34 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 18 議案第 35 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 19 議案第 36 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 20 議案第 37 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 21 議案第 38 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 22 議案第 39 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 23 議案第 40 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 24 議案第 41 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 25 議案第 42 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 26 議案第 43 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 27 議案第 44 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 28 議案第 45 号 いちき串木野市農業委員会委員の任命について
- 第 29 議案第 46 号 いちき串木野市監査委員の選任について
- 第 30 議案第 47 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 3 1 議案第 4 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 3 2 議案第 4 9 号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 3 閉会中の継続審査について

第 3 4 閉会中の継続調査について

第 3 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第6号（3月27日）（水曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	政 策 課 長	北 山 修 君
副 市	長	中 屋 謙 治 君	財 政 課 長	東 浩 二 君
教 育	長	有 村 孝 君	市 来 支 所 長	中 村 安 弘 君
地 方 創 生 統 括 監	松 尾 章 弘 君	教 委 総 務 課 長	木 下 琢 治 君	
總 務 課 長	田 中 和 幸 君	消 防 長	前 屋 満 治 君	

平成31年3月27日午前10時00分開会

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成30年度1月分の例月出納検査の結果及び監査報告第8号、並びに市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成30年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についてもその写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第15

議案第26号～水道予算議案第1号一括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第26号から日程第15、水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 私ども総務文教委員会に付託されました案件は、単行議案3件、継続審査の陳情1件の計4件であります。

去る3月7日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第26号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政嘱託員制度の廃止等に伴い改正するものであります。

説明によりますと、平成31年度から行政嘱託員制度を廃止するため、条例別表の中から行政嘱託員の報酬の項を削除するとともに、代替職員の時間単価

が改定されたことにより、羽島出張所の嘱託員の報酬を日額4,980円から日額5,160円に引き上げるものであります。

なお、この条例の施行日は本年4月1日であります。

審査の中で、行政嘱託員制度の廃止についてどのように考えているか質したところ、この制度は自治公民館に対する市役所からの委託業務の負担が大きく、本来の自治活動ができないことや、個人情報保護のために導入した経緯があるが、導入後約20年が経過し、社会情勢の変化に合わせて見直しを行ったとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてであります。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行による専門職大学制度の創設等に伴い、関係条例を整備するものであります。

説明によりますと、学校教育法の一部改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことに伴い、関係する4条例をまとめて改正するものであり、また、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例については、技術士法施行規則の一部改正に伴う改正もあわせて行うとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結についてであります。

本案は、去る2月14日にいちき串木野市立新学校給食センター建設工事に係る公募型指名競争入札を執行したことによるもので、入札の結果、契約金額9億1,204万1,640円で、植村・小牧特定建設工事共同企業体、代表者 鹿児島市伊敷5丁目9番8号、株式会社植村組 代表取締役 桑原宏志を落札業者と決定し、仮契約を締結したとのことで、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求められたものであります。

なお、工期は議会の議決の日から平成32年3月13日までとのことであります。

審査の中で、市外の共同企業体が落札しているが、地元業者が参入できるような資格要件は考えられなかったか質したところ、地元業者が参入できるように分割発注等も検討したが、分割すると相応の経費増が見込まれるため、経費節減のため一括発注が望ましいと判断した。

一括発注するとなると、工事の内容、規模から技術力、資金力を含む工事实績のある業者選定を行った結果、地元業者が参入できなかったとの答弁であります。

委員の中から、今後、高額な工事の発注を行う際には、地元業者が参入できるような方策を考えてほしいとの意見が述べられたのであります。

また、工事には、できるだけ地元業者を下請けとして使ってほしいとの意見や、工事における変更がないようにしっかり工事監理をしてほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第26号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案4件、継続審査の請願1件及び新規の陳情1件の計6件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、請願1件と陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、海瀬橋の架け替えによる旧海瀬橋の撤去に伴い、海瀬線を廃止し、新たに海瀬3号線を市道

認定するため、道路法の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回は延長172.2メートル、幅員7.16メートルの市道を廃止し、延長73.3メートル、幅員9.3メートルを市道認定するとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、一般廃棄物処理業の許可区分及び手数料を見直すため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、主な改正内容は、これまで一般廃棄物の収集運搬業に関する許可及びその手数料を定めていたが、今般、一般廃棄物の処分業に関する許可を求める事業者もあることから、一般廃棄物の処分業に関する許可区分及び手数料を新たに定めるとともに、事業の範囲の変更許可を受ける際の許可手数料を設定する。また、本市の許可手数料は、県内19市で比較して、金額が低く設定してあることから適正水準に改定するとのことであります。

審査の中で、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の事業者として許可されている件数について質したところ、本市では、収集運搬業事業者は30社が許可されており、内訳は市内18社、市外12社となっている。また、処分業事業者の許可件数は現在はないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、土地改良法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、条文を整理しようとするものであります。

説明によりますと、今回の土地改良法の改正は、組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及

び土地改良区連合の設立に係る各種要件の緩和が行われたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新生町住宅1棟1戸及び袴田住宅1棟1戸の用途廃止に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、建設年度は新生町住宅が昭和34年度、袴田住宅が昭和37年度で、両住宅ともに公営住宅等長寿命化計画において用途廃止住宅である。今回空き家となり老朽化しているため、用途廃止するとのことであります。

審査の中で用途廃止後の対応について質したところ、建物の材料のみ公売にかけ、売却されなければ解体する。なお、土地については敷地が狭いため、解体後整地し、市で管理するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第28号市道の廃止及び認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第29号いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号いちき串木野市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長濱田 尚君登壇〕

○予算審査特別委員長（濱田 尚君） 私ども予算審査特別委員会に付託されました案件は、一般会計

予算議案1件及び特別会計予算議案6件、並びに水道事業会計予算議案1件の計8件であります。

去る3月6日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月11日、12日、14日、及び15日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号平成31年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172億8,700万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると、14億3,700万円、9.1%の増となります。

第2条で、市来エネルギーセンター解体事業についての継続費の設定、第3条で地方債の起債の限度額、第4条で一時借入金の最高額、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

本年度の予算は、人口減少と少子高齢化への大きな課題に対し、幼児教育・保育の無償化や教育環境の充実などに取り組む一方、厳しい財政状況と時代の流れを的確に捉え、事業のあり方を再考し、官民連携・地域間連携などの政策連携を図りながら、市民の満足度を高め、持続可能ないちき串木野市の創造へとつなげていくためのものであります。

まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税29億6,854万3,000円は、前年度に対し1,912万5,000円、0.6%の減であります。減額となる税目は、市民税と市たばこ税で、その主なる理由は、法人市民税において法人数の減に加えて建設業や製造業の減額が見込まれるため、法人税割で約1,100万円、均等割で500万円の減、また、市たばこ税は、健康志向が高まり、たばこ離れや加熱式たばこへの移行が進んだことにより減額が見込まれるとの説明であります。

審査の中で、軽自動車税の環境性能割が1%軽減される影響額はどうかと質したところ、税収減となる分については地方特例交付金で全額補填され

るとの答弁であります。

次に、9款地方特例交付税であります。

審査の中で、保育料無償化に関する「子ども・子育て支援臨時交付金」の平成31年度以降の費用負担について質したところ、保育料無償化の財源については、平成31年度は消費税率が2%上がることから国が負担することとし、平成32年度以降は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担することになる、との答弁であります。

次に、10款地方交付税は、特別交付税において前年度と同額6億円を見込み、普通交付税は前年度比7,000万円増の42億5,000万円の計上であります。

次に、17款寄附金であります。

ふるさと納税寄附金は、前年度比4億円増となる10億円の計上であります。

委員の中から、この寄附金により多くの事業が予算化されている。今後、法的な規制がなされるが、特産品のPRを含めて寄附金の取り組みを全力で頑張してほしい、との意見が述べられたのであります。

次に、21款市債18億4,381万6,000円は、前年度と比較して3億1,658万6,000円の増であります。

学校給食センター建設事業債が大幅に増加したことが、増の主なる要因であります。

平成31年度末の市債残高は、220億7,232万6,000円の見込みで、後年度の交付税措置見込み額は130億7,138万4,000円で、交付税措置率は59.2%と見込んでおります。

なお、平成31年度の合併特例事業債活用額は7億9,500万円、累計では79億3,430万円となり、発行可能額82億3,300万円に対する活用率は96.4%になるとのことです。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。

新規事業として、第2期地方版総合戦略策定事業、業務改革支援委託、地域おこし協力隊起業支援補助金などが計上されております。

審査の中で、地方版総合戦略は策定することが目的ではない。現在の総合戦略の取組成果はどうかと質したところ、重点施策としての食のまちづくりによる6次産業化への取り組みが、新商品開発の

分野で目標を上回る成果が出ている。第2期では、しっかりと検証を行いながら、人口減少対策に対応できる施策に取り組んでいきたいとの答弁であります。

また、クルーズ船誘致促進事業について、取り組みの方法や目標をどのように考えているか、と質したところ、本市が誘致しようとしているのは国内の日本人向けクルーズ船である。乗客の趣向や興味など、船会社等とも綿密に協議し、振興協議会で誘致活動を進め、平成32年度を目標に取り組んでいきたいとの答弁であります。

次に、3款民生費においては、新規事業として子ども・子育て支援事業計画策定事業、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定調査費、生活困窮者就労準備支援事業などが計上されております。

委員の中から、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業について、事業成果に結びつく動きを積極的にすることで、生活保護受給者の減少に繋がることから、基準等を定めてアプローチを行うなど積極的な取り組みを期待したいとの意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費においては、新規事業として風しん抗体検査推進事業、産婦健康診査事業、環境センター空調設備等改修事業などが計上されております。

審査の中で、新規事業のフッ化物洗口事業について導入に至った理由は何か。また、どのように取り組みを進めていく考えかと質したところ、本市は、1歳6カ月健診及び3歳児健診での虫歯の罹患率が非常に高く、幼少期からの虫歯予防対策が必要であるため、市主導でフッ化物洗口事業を導入することとした。導入に当たってはモデル園を設定し、園長、先生方、保護者の方々にも十分に説明を行い、また、担当歯科医師の協力も得ながら取り組んでいきたいとの答弁であります。

次に、5款労働費についてであります。

委員の中から、無料職業紹介所設置推進事業については、既に先進地視察を済ませ、商工会議所や業界が大いに期待を寄せている事業であることから、スピード感を持って早急に設置に向け取り組みを進

めるべきであるとの意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、新規事業として農業費で地域おこし協力隊活動経費、林業費で保安林支障木伐採事業、水産業費で羽島漁港周辺環境整備事業などが計上されております。

審査の中で、サワーポメロPR・消費拡大プロジェクトについて、ブランド化には良い商品を確実に市場に送り出す体制が必要である。5年から10年の間でブランド化できるよう期待したいとの意見が述べられたのであります。

次に、7款商工費においては、新規事業として甕島航路活性化推進事業、西薩地域観光拠点周辺森林整備事業、ふるさと観光特産品PR促進事業などが計上されております。

審査の中で、地域公共交通網形成計画推進事業について、どのような公共交通マップを作成する考えか。また、近隣市ではわかりやすいマップを作成しているが参考にしてはどうかと質したところ、今あるマップを単に更新するのではなく、公共交通体系の見直しにあわせて市民にわかりやすいマップの作成に努めてまいりたいとの答弁であります。

次に、8款土木費においては、道路新設改良事業や麓土地区画整理事業を実施するほか、新規事業としてオコン川改修用地買戻事業が計上されております。

次に、9款消防費においては、防災センター整備事業のほか、新規事業として羽島地区コミュニティ消防センター屋根防水改修事業が計上されております。

委員の中から、防災センターの整備について、地元業者も信頼や実績があるため、入札に参入できるような体制づくりを考慮してほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費においては、学校給食センター建設事業のほか、新規事業として小学校空調設備整備事業、子どもハローワーク事業などが計上されております。

審査の中で、学校パソコン整備事業について、財源のほとんどがふるさと寄附金基金繰入金で賄われているが、国・県の補助金制度は活用できないのか

と質したところ、IT化が進み、パソコン等の機材を使った教育が進められているが、現在は機材整備を図るための補助金制度は設けられていないとの答弁であります。

また、小学校空調設備整備事業における整備内容及び施工計画等について質したところ、串木野小学校で27教室、市来小学校で15教室に整備することとしており、財源としている電源交付金の交付決定が5月までになされれば、9月ごろに完成となる。また、平成30年度の入札結果によると、中学校の空調整備に1教室当たり附体工事費込みで300万円ほどかかっているとの答弁であります。

また、委員から、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について、準要保護児童生徒の割合が数年前の6分の1から4分の1に上昇していることに触れ、少子化の中で原因究明を進めながら今後、何らかの対策を講じるべきとの意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費20億9,089万3,000円は、前年度と比較し、553万5,000円の減であります。

その他、全体的な意見として、自主財源を確保するための方策を、市全体で企業誘致を含めた市有財産活用や不納欠損を回避する取り組みを進め、市の財政を保つことに着眼してほしいという意見や、補助金の見直しについて、今回唐突に見直しが見されたが、消費税増税など市民への影響をもっと考えて、慎重に対応してほしい旨の意見が述べられたのであります。

以上が、歳入歳出の主なるものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億285万2,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、被保険者国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,274万2,000円と定めるほか、第2条で債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入の主なるものは事業収入で、公共下水道使用料であります。

平成31年度は、上水道事業の隔月検針導入に伴い、11カ月分の使用料を見込み、前年度と比較すると1,417万2,000円の減であります。

次に、歳出の主なるものは、平成32年度からの地方公営企業会計適用に向けた財務会計システム等の構築に係る委託料のほか、串木野クリーンセンターの長寿命化事業費及びストックマネジメント計画策定に係る委託料であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25万円と定めようとするものであります。

歳入は、一般会計からの繰入金で、歳出は市場施設に係る維持管理経費が主なるものであります。

説明によりますと、市場の経営状況については非常に厳しい経営が続いている。昨年8月から操業を開始したカット野菜工場の手数料も見込んだ金額に達せず、それ以上に取引量が減少している。経営改善に向けた話し合いも重ねてきたが、解決策のない状況であり、このままでは赤字が膨らむだけであることから、今回、社長に対し経営について役員会で協議するよう申し入れたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、介特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億5,786万4,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては保険料のほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金、並びに一般会計からの繰入金为主なるものであります。

歳出においては保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,854万3,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては隔月検針導入のため、11カ月分の延べ1,419件を見込んだ下水道使用料及び一般会計からの繰入金为主なるものであります。

歳出においては、処理場の維持管理に要する経費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,677万7,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金为主なるものであります。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金为主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成31年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

平成31年度の業務予定量は、給水戸数1万2,768戸、年間総給水量375万2,500立方メートルの見込みであります。

平成31年度は隔月検針導入に伴い、11カ月分の給水量を見込み、前年度と比較すると36万8,510立方メートルの減であります。

まず、収益的収入の主なるものは、水道料金であります。

水道料金が増えた主な要因は、本年4月から実施する水道料金の改定及び10月以降の消費税等の税率改正によるものであります。

次に、収益的支出の主なるものは、上水道施設維持点検等業務委託料及び量水器取替修繕、漏水修理等のほか、減価償却費であります。

次に、資本的収入の主なるものは、水道事業建設企業債であります。

次に、資本的支出の主なるものは、管路耐震化事業のほか、麓地区外配水管布設及び布設替事業等に要する工事費であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号平成31年度いちき串木野市一般会計予算について、福田清宏議員の発言を許します。

○15番（福田清宏君） 私は、予算議案第1号平成31年度いちき串木野市一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

去る3月6日、議案質疑終了後の議員全員協議会の席の机の上に配付してあった平成31年10月以降の内容見直し分を抜粋した補助金見直し検討結果一覧には9項目にわたる補助金の名称とその見直し検討結果の内容等が記載されてありました。

今日はそのうちの危険廃屋等解体撤去工事補助金を取り上げて反対の立場での討論を行います。

この補助金は、市内に存在する危険廃屋及び空き家から日常生活における市民の安全安心を確保するとともに、景観や住環境の向上、地域経済の活性化を図るため当該危険廃屋等を解体撤去する者に対してその経費の3分の1の範囲内で助成を行うものであり、補助限度額は危険廃屋30万円、空き家20万円であります。

これが今回の見直しにおいて危険廃屋の30万円は国庫補助基準額となっているため据え置くこととするが、市単独の空き家については補助限度額20万円を15万円に引き下げを行うこととされております。中でも空き家の補助金は、平成29年4月1日に危険廃屋等解体撤去工事補助金の要綱が改正され、売り買い及び建築3年以内禁止を撤廃し、1年以上の空き家の解体撤去を促進するために設けられました。

このことにより、相続に係る所有者の関係等から遅々として進まない危険廃屋の解体撤去を考えると、将来にわたり危険廃屋の減少につながる使い勝手のよい空き家に対するこの補助金の対象件数は要綱改正の平成29年度は38件、平成30年度は58件となり、市民の皆さん方に周知されてきたこの時期に、この補助金の減額見直しに驚きを隠せません。

さきに述べましたとおり売り買いや新築も可能となった1年以上の空き家の解体撤去は近い将来に発生するであろう危険廃屋の減少につながり、補助金の目的とされる日常生活における市民の安全安心を確保するとともに、景観や住環境の向上、地域経済の活性化を図るために現行の補助額20万円のこの施策はこしばらくは継続してその経緯を検証すべき事案であると確信いたしております。

将来にわたっての本市の財政事情は決して予断を許さない状況にあることは常々理解しているつもりですが、補助金の見直しをする対象はまだまだ

だほかに多額の補助金を予算計上している案件がある
と思っております。

ここ2年間において市民に浸透してきた空き家対策に対する補助金は減額見直しではなく、現状を継続すべきであることとして、補助金の減額見直しに反対を表明し、予算議案第1号平成31年度いちき串木野市一般会計予算に反対する討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしますして、討論を終わります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに討論なしと認め、起立採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算第1号平成31年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算第1号平成31年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成31年度いちき串木

野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成31年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16～日程第31

議案第33号～議案第48号一括上程

○議長（平石耕二君） 次に、日程第16、議案第33号から日程第31、議案第48号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成28年4月から市長が市議会の同意を得て農業委員会委

員を任命する方式に変更されました。

委員の任命に当たっては、認定農業者の数が委員の過半数を下回っている場合、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を得て委員の過半数を認定農業者またはこれに準ずる者としてできるとされております。

本市の認定農業者の数は国の定める基準を下回っていることから、本規定を適用することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第34号から議案第45号までは、いちき串木野市農業委員会委員の任命についてであります。

委員の選考に当たっては、農業委員会委員選考委員会を設置し、人格、識見はもとより職務に対する意欲や地域での活動実績、本人の農業経営状況などさまざまな観点から検討した結果、それぞれ農業委員会委員として任命しようとするものであります。

任命しようとする者の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、任命しようとするものであります。

議案第46号いちき串木野市監査委員の選任についてであります。

識見を有する者のうちから本市の監査委員に引き続き竹崎健二郎氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

竹崎健二郎氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、選任しようとするものであります。

議案第47号及び議案第48号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である福永礼子氏と臼井京子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き両氏を同候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これより質疑に入ります。

まず、議案第33号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について、質疑はありませんか。

○14番（宇都耕平君） 国は農業に対する政策をやっております。特にスマート農業技術の開発、実証プロジェクト等の30年度補正予算を32年度までとしておりましたが、平成37年度まで延長して農業政策の充実を図っておりますが、これらを踏まえた上で本市の農業委員会の委員の選定については、意欲がある人選をされたのか、まず伺います。

○副市長（中屋謙治君） 委員の選任に当たりましては、先ほど市長が提案理由で述べたとおり委員の選考委員会を設置しまして、人格、識見はもとより職務に対する意欲、地域での活動実績、本人の農業経営の状況などと、こういうことでさまざまな観点から検討をしたところでございます。

今、おっしゃいますようなこれからの新しい農業のあり方、こういうものについては、年齢であったり、あるいは男女の構成、あるいは市全体の地域バランス、こういった観点も踏まえた中で選考したところでございます。

○14番（宇都耕平君） そういう形で人選をしたということでございます。

これからの農業政策については非常に大事なことであると思っております。我々議会といたしまして政策提言をしていきたいと思っております。

本市の農業の発展のために寄与するためにはそれなりの形が必要であると思っておりますので、行政、農業委員会、議会一丸となって農業政策を推進しなければならぬと思っておりますが、市長はどのように考えておられますか。

これから非常に厳しい農業政策であると思っております。そこらの心構えをひとつお願いしたいと思っております。

○市長（田畑誠一君） 農業は今、宇都耕平議員がお述べになられましたとおり本市の大事な基幹産業であります。と同時に今、国の政策等について展開をされましたが、国につきましてもそのような考え方のもと、農は国のもとということでこれからも農

業政策を進めていこうという方針を打ち出しておられます。

今回の農業委員の選考に当たりましては、そのような観点に立ちまして、今、副市長のほうから答弁いたしましたとおり選考委員会を設けまして、あらゆる角度から検討をして選任の候補としてお挙げしたところであります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第34号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号いちき串木野市農業委員会委員の任命について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号いちき串木野市監査委員の選任について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第33号から議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第48号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第33号いちき串木野市農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

○議長（平石耕二君） 次に、議案第34号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第35号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第36号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、本案

の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は議長を除く15人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（平石耕二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載して、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 吉 留 良 三 議員
2 番 江 口 祥 子 議員
3 番 松 崎 幹 夫 議員
4 番 田 中 和 矢 議員
5 番 中 村 敏 彦 議員
6 番 大六野 一 美 議員
7 番 西別府 治 議員
8 番 濱 田 尚 議員
9 番 中 里 純 人 議員
10番 東 育 代 議員
11番 竹之内 勉 議員
12番 原 口 政 敏 議員
13番 下迫田 良 信 議員
14番 宇 都 耕 平 議員
15番 福 田 清 宏 議員

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉留良三議員、江口祥子議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。
投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 11票

反対 4票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第37号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第38号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第39号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第40号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第41号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第42号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第43号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第44号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第45号いちき串木野市農業委員会委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定されました。

次に、議案第46号いちき串木野市監査委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（平石耕二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載して、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 吉 留 良 三 議員

2 番 江 口 祥 子 議員

3 番 松 崎 幹 夫 議員

4 番 田 中 和 矢 議員

5 番 中 村 敏 彦 議員

6 番 大六野 一 美 議員

7 番 西別府 治 議員

8 番 濱 田 尚 議員

9 番 中 里 純 人 議員

10番 東 育 代 議員

11番 竹之内 勉 議員

12番 原 口 政 敏 議員

13番 下迫田 良 信 議員

14番 宇 都 耕 平 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松崎幹夫議員、田中和矢議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票

無効 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。次に、議案第47号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（平石耕二君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載して、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 吉 留 良 三 議員

2番 江 口 祥 子 議員
 3番 松 崎 幹 夫 議員
 4番 田 中 和 矢 議員
 5番 中 村 敏 彦 議員
 6番 大六野 一 美 議員
 7番 西別府 治 議員
 8番 濱 田 尚 議員
 9番 中 里 純 人 議員
 10番 東 育 代 議員
 11番 竹之内 勉 議員
 12番 原 口 政 敏 議員
 13番 下迫田 良 信 議員
 14番 宇 都 耕 平 議員
 15番 福 田 清 宏 議員

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村敏彦議員、大六野一美議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 2票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第48号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（平石耕二君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載して、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 吉 留 良 三 議員
 2番 江 口 祥 子 議員
 3番 松 崎 幹 夫 議員
 4番 田 中 和 矢 議員
 5番 中 村 敏 彦 議員
 6番 大六野 一 美 議員
 7番 西別府 治 議員
 8番 濱 田 尚 議員
 9番 中 里 純 人 議員
 10番 東 育 代 議員
 11番 竹之内 勉 議員
 12番 原 口 政 敏 議員
 13番 下迫田 良 信 議員
 14番 宇 都 耕 平 議員
 15番 福 田 清 宏 議員

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西別府治議員、濱田尚議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 14票

反対 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第32 議案第49号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第32、議案第49号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏登壇〕

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第49号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、総務文教委員会の所管について改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第49号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 閉会中の継続審査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第33、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第34 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第34、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第35 議員派遣について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第35、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、職員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。
したがって、議員派遣することに決定しました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

平成31年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して誠実に対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、平成31年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第2号 安定ヨウ素剤の配布についての陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

平成31年3月27日

総務文教委員会

委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第1号 動物愛護管理法等に基づき地域猫活動の周知・推進を求める陳情
請願第1号 飲食店等の禁煙化の推進についての請願
- 2、理 由 さらに十分審査のため

平成31年3月27日

産業厚生委員会

委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

平成31年3月27日

総務文教委員会

委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

平成31年3月27日

産業厚生委員会

委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成31年4月18日（木）
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員と語る会

- (1) 派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民からの意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円（各地区交流センター等15カ所）
- (3) 派遣期間 平成31年5月13日～17日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員